

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜、
が休日、
日曜翌
の日に
当たります)

目 次

- ◇ 告 示 公有水面の埋立ての免許の出願(漁港課)
- ◇ 人委規則 調整手当に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七十四号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成八年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取市東町一丁目三二〇

二 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一八の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 網代漁港南防波堤灯台(北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒) から一二度四三分一二秒、一一〇・〇〇メートルの地点

2の地点 1の地点から一七六度三五分二四秒、七・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から八六度三〇分三六秒、一〇九・七〇メートルの地点

4の地点 3の地点から三五六度〇六分三六秒、七・八〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二六六度四九分四八秒、二四・九〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二六四度四七分二四秒、一四・四〇メートルの地点

(三) 面積

八五二・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字網代四一八の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 網代漁港南防波堤灯台(北緯三五度三四分四八秒、東経一三四度一七分三七秒) から一四三度一三分一二秒、五四・四〇メートルの地点

イの地点 アの地点から一七一度〇七分二秒、八〇・八〇メートルの地点
 ウの地点 イの地点から八二度二分三六秒、一五八・二〇メートルの地点
 エの地点 ウの地点から三五七度〇一分二秒、四七・二〇メートルの地点
 オの地点 エの地点から二六六度三六分三六秒、一〇九・〇〇メートルの地点
 カの地点 オの地点から三三一度三九分三六秒、二三・八〇メートルの地点

(三) 面積
 九、六七〇・七五平方メートル

四 埋立地の用途
 漁港施設用地

五 出願年月日
 平成八年一月二十三日

人事委員会規則

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年二月九日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 朗

鳥取県人事委員会規則第一号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条の二」の下に、「第九条の四」を加える。
 第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条の次に次の

三条を加える。

(異動等の場合の調整手当)

第四条 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める期間は、同条に規定する異動等(以下単に「異動等」という。)の日の前日に在勤していた地域(以下「前日在勤地域」という。)に在勤した期間に相当する期間(第二条に定める地域からの引き続き異動等により前日在勤地域に異動等した場合で、調整手当の支給割合を同じくする地域又は支給割合が高い地域に異動等していたときは、当該異動等の前の在勤期間を通算した期間に相当する期間)とし、当該期間が三年を超える場合は三年とする。

(人事交流等職員の調整手当)

第五条 条例第九条の四第二項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人

二 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)第九条第四項に規定する地方公社

三 前二号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第六条 条例第九条の四第二項の規定により調整手当を支給される職員は、次の各号のいずれにも該当する職員で、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和二十六年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。)、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫若しくは前条に掲げる法人に使用される者(以下「国家公務員等」という。))として勤務していた期間(常時勤務に服する者として条例の適用を受けることとなつた日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。)を条例の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に同条第一項に規定する調整手当の支給要件を具備することとなるものその他これに準ずる職員で人事委員会が別に定めるものとする。

一 人事交流等により条例の適用を受ける職員となつた者であること。
 二 対象期間に第二条に規定する地域において勤務していた者(かつて条例の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き国家公務員等となつたものにあつては、当該期間に同条に規定する地域において勤務していた者)であること。

2 前項に規定する職員に支給する調整手当の額及び支給期間は、同項の場合に具備することとなる条例第九条の四第一項の支給要件に基づき、同項の規定により支給されることとなる額(前項の人事委員会が定める職員に係るものにあつては、人事委員会が別に定める額)及び期間とする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年2月9日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 講習の種別及び受講対象者
 経験者講習
 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
 2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	講習	平成8年3月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市龍町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者
		平成8年3月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署 会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
3 講習時間及び講習課目	講習	平成8年3月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 第15会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者
		(1) 講習時間 3時間 (2) 講習課目 ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 4 受講申込手続 所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。 5 講習受講手数料及びその納付方法 (1) 講習受講手数料 2,200円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 6 携行品		

筆記用具及び印鑑

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県
【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】